

日やがて御げんぶくせさせ給ふ。○中その夜やがて冷泉萬里小路殿へうつらせ給ひて、閑院殿より劔璽など渡さる。踐祚の儀式いとめづらし。

〔神皇正統記後嵯峨〕承久のみだれありし時、二歳にならせ給ひけり、通親大臣の四男、大納言通方

父の院○土にも御傍親、贈皇后○後嵯峨母源通子にも御ゆかりなりしかば、収養し申てかくしおき奉り

き、十八の御年にや、大納言さへ世をはやくせしかば、いと々無頼になり給ひて、御祖母承明門院になんうつろひましゝける。二十二歳の御年、正月十日四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御

子もましまさず、順徳院ぞいまだ佐渡におはしましけるが、御子達もあまた都にとゞまり給ひし、入道攝政道家の大臣、彼御子の外家におはせしかば、此御流を天位につけ奉り、もとのまゝに

世をえらんとおもはれけるにや、其おもむきを仰つかはしけれど、鎌倉の義時が子泰時は、からひ申て此君をすゑ奉りぬ、まことに天命なり、正理也、土御門院御兄にて、御心ばへもおだしく、孝行もふかく聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代て、はからひ申けるもことわりなり。

〔皇胤紹運録〕光明院、諱豊仁、爲光嚴院御猶子、元亨二、三、立親王、建武三、八、十五、踐祚、先於權大納言良基卿亭御元服、摸仁治例、次被行次第事、其儀併被摸壽永例。

〔皇年代略記光嚴〕建武三年八月十五日、奉伴豊仁親王○光幸權大納言良基卿押小路鳥丸亭、有立王事、同二十二日、奉伴新帝還幸東寺、十二月還幸持明院殿。

〔皇年代略記後光嚴〕觀應三年八月十七日丁巳、踐祚王十五、未立親今日先立親王、當日自持明院殿、渡御土御門殿。

〔園太曆〕觀應三年○文和元年閏二月二十一日、自右大將許送狀、合戰得理之條目出候由也、申刻許、此間武士群馳之由謳歌、曾不心得、而其後未及半時程、藏人右衛門權佐光資爲勅使、入來、予謁之、所詮御所御所○光嚴、光可幸八幡之由也、仍即傳申仙洞了、御書進之上、光資示趣又申入了、只今御車以下